

旅行会社のみなさまへ

島根県西部・石見地域へ送客する旅行商品の
広報費を最大 10万円補助します！！

冬季石見誘客助成事業補助金制度のご案内

石見観光振興協議会では、冬季石見地域への観光客の誘致拡大を目的として、石見地域へ送客する団体旅行商品を造成する旅行事業者等に対して広報費の一部を補助します。

◎対象事業者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

◎対象事業

次の要件をすべて満たす「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」とします。

- (1) 石見地域外を出発する旅行で、石見地域外で発信する広告媒体あること
- (2) 石見地域内での宿泊1泊以上と石見地域内の観光施設等1ヶ所以上に立寄りすること
- (3) 1団体の構成人数が20名以上を想定したものであること
- (4) 旅行の出発日が平成29年12月1日から平成30年3月15日の間であること
- (5) 対象とする旅行商品に対し、島根県及び公益社団法人島根県観光連盟、石見観光振興協議会から他の補助金を受けていないこと

◎対象事業費

広報費実費のうち必要かつ相当と認められるもの

(例：チラシ等製作費・印刷費、新聞折り込み料、広告掲載料 (WEB広告含む)、TVCM等)

◎補助金の額 (1事業所あたりの補助件数は3件まで)

広報費実費とし、旅行商品1件あたり補助上限は5万円とします。ただし、以下の場合には上限額を引き上げます。

- ① 広告媒体における石見の露出が50%以上の場合1万円、100%の場合2万円の引き上げ
- ② 石見地域内のスキー場を含めた旅行商品の場合、3万円の引き上げ

※①と②は併用可 ※募集した結果、催行が成立しなかった場合も対象とします。

◎申請受付 平成30年3月2日(金)まで(補助金額合計が予算額に達し次第受付終了)

◎参考資料 補助金交付要綱、申請様式等は、WEB「なつかしの国石見」に掲載しています
詳しくは「なつかしの国石見」で検索

なつかしの国石見

検索

<お問い合わせ>

石見観光振興協議会(島根県西部県民センター商工労政事務所) 担当:木島

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254

TEL 0855-29-5647 / FAX 0855-22-5306

E-mail seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp